

多摩区消防まちかど連絡所設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、区内における自然災害または人的災害へ備え、地域住民と消防署が連携し、安全で住み良いまちづくりを推進することを目的とし、自主消防活動の拠点となる消防まちかど連絡所（以下「連絡所」という。）の設置及び運営についての必要な事項を定める。

（設置基準）

第2条 連絡所は、おおむね町会及び自治会（以下「町会」という。）単位に各1箇所設置する。ただし、世帯数が多い町会にあっては、2箇所以上設置することができるものとする。

（委嘱）

第3条 連絡所に地域連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

2 連絡員は、町会長が推薦する次の者の中から、地域の信望が厚く実践活動を推進できる適任者を区町会連合会が協議のうえ選考し、署長及び区町会連合会長の連名の委嘱状（第1号様式）を交付して委嘱するものとする。

（1）町会の役員

（2）その他、署長並びに区町会連合会長が必要と認めた者

（任期）

第4条 連絡員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

（活動）

第5条 連絡員の活動は次のとおりとする。

（1）消防署に対する住民の要望・意見等の取りまとめと連絡に関すること。

（2）消防署及び町会連合会からの資料等の住民への配布・回覧に関すること。

（連絡所の表示等）

第6条 連絡所には、連絡所を表示する表示板（第2号様式）を見やすい箇所に掲げるものとする。

2 連絡員の身分を喪失したときは、速やかに表示板を委嘱者に返納するものとする。

（立寄り基準）

第7条 消防署員は、受持区域内の連絡所に定期的に立寄り、消防情報を交換するものとする。

(指導・連絡)

第8条 連絡所に立ち寄った消防署員は、火災・救急等の発生傾向に応じた消防広報活動を行うとともに、火災発生時における措置、連絡方法等について具体的な指導連絡を行うものとする。

2 消防署員は、連絡所を通じて知り得た地域住民の要望・意見等について速やかに署長に報告するものとする。

(委員会)

第9条 連絡員の効果的な活動を推進するため、多摩区消防まちかど連絡所連絡委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員長は、随時、委員会を開催するものとする。

(事務局)

第10条 連絡所に係る事務を処理するため、事務局を多摩消防署内に置く。

附 則 平成14年度に委嘱した者の任期は平成16年3月末日までとする。

附 則 この要綱は平成14年12月10日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成15年10月7日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成20年7月7日から施行する。